

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 生活保護法による医療扶助のための医療機関を指定した件 一五
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 一五
- 国土調査として指定した件 一五
- 保安林の指定をする予定である件 一五
- 保安林の指定を解除する予定である件 一五
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 一五
- 道路の区域を変更する件二件 一五
- 道路の供用を開始する件二件 一五

公 告

- 都市計画事業の認可の告示があった件 一五
- 随意契約の相手方を決定した件 一五
- 落札者を決定した件五件 一五

告 示

福島県告示第七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年三月二十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称 所 在 地 指 定 年 月 日

ふくしま共同診療所	福島市太田町二〇一七 佐周第一ビル一階東側	平成二六年一月一日
小関小児科医院	同 市万世町五一三七	平成二七年一月一日
あやめ調剤薬局鏡石店	岩瀬郡鏡石町鏡沼一八八	同 年三月一日
訪問看護ステーションあゆみ	福島市花園町一一二三	平成二六年一月一日
済生会川俣訪問看護ステーション	伊達郡川俣町大字鶴沢字川端一一四	平成二七年三月一日

（社会福祉課）

福島県告示第七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十七年三月二十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
小関小児科医院	福島市万世町五一三七	平成二六年二月三十一日
医療法人社団菊田耳鼻咽喉科医院	同 市泉字道下九一一	同 月二〇日
齋藤医院	○ 大沼郡三島町大字宮下字宮下三七	同 年一月三十一日
長岡歯科医院	福島市松川町字市坂一一四	同 年一月一日

オザキ薬局	白河市字中町四九	同 年一 〇月三二日	一月一日
-------	----------	---------------	------

(社会福祉課)

福島県告示第百七十八号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条第三項の規定により、国土調査として平成二十七年三月二十四日次のとおり指定した。

平成二十七年三月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

一 調査を行う者の名称

会津若松市

二 調査地域

会津若松市湊町大字共和の一部

三 調査期間

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

(農村計画課)

福島県告示第百七十九号

森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年三月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

一 保安林予定森林の所在場所

福島市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福島県告示第百八十号

森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年三月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

一 解除予定保安林の所在場所

いわき市田人町旅人字井戸沢二二四の八

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(森林保全課)

福島県告示第百八十一号

森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年三月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市川前町川前字下之内一三三の丁、一三四の一三、一三四の一四、一三四の一六、一三四の一八、一三四の二三から一三四の二七まで、一三八、一三九、一三九の乙、一四一、一四二、一四四から一四六まで、一四八の一、一七一の一、一七一の二、字中ノ萱二六八の二、一七二の三、一七二の二〇、一七二の三七、一七二の三八、二一八の二から二一八の一五まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字下之内一三四の二三から一三四の二五まで

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができ立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。〕
(森林保全課)

福島県告示第百八十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十七年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年三月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
一般国道四〇〇号	耶麻郡西会津町下谷字東中山内一七番一地从ら同 郡同 町下谷字内野山丁一六三番四地先まで	変更前	一三・八(二八・八)	二七一・〇
		変更後	九・〇(二七・〇)	二七一・〇

(道路計画課)

福島県告示第百八十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十七年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年三月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
県道小野富岡線	いわき市川前町下桶売字萩二七八番地先から	変更前	五・五(三五・八)	二、一二一・〇
		変更後	(メートル)	(メートル)

同 市川前町下桶売字萩八六番三五地先まで

変更後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
B 一四・一(八五・八)	A 五・五(三五・八)	二、〇二〇・〇
	B 八・七(八五・八)	二、一二一・〇
		二、〇二〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第百八十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十七年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年三月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
県道上川内川前線	いわき市川前町下桶売字萩八六番三五地先から同 市川前町下桶売字萩二番四二地先まで	変更前	一〇・三(二四・三)	四六五・〇
		変更後	B 一五・一(三五・五)	四八二・〇
				四八二・〇

(道路計画課)

福島県告示第百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十七年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年三月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

変更後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
B 一五・一(三五・五)		四八二・〇
		四八二・〇

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道小野富岡線	いわき市川前町下桶売字荻二八二番地先から 同 市川前町下桶売字荻八六番四八地先まで いわき市川前町下桶売字荻一六〇番三地先から 同 市川前町下桶売字荻八六番三三五地先まで	平成二十七年三月二十四日

(道路計画課)

福島県告示第百八十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十七年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道上川内川前線	いわき市川前町下桶売字荻八六番三三五地先から 同 市川前町下桶売字荻二番四二地先まで	平成二十七年三月二十四日

(道路計画課)

公 告

公告第六十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年三月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地の所在
東ヶ丘公園 原町都市計画公園事業九・六・一号	福島県	南相馬市原町区錦町一丁目三十番地 福島県相双建設事務所	取用の部分 平成五年福島県公告第百六十九号の事業地のうち大字牛来字出口地内において事業地を変更する部分なし

(まちづくり推進課)

公告第65号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける仮設焼却施設運転管理等業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年3月24日

福島県県中流域下水道建設事務所長 円 谷 泰

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
仮設焼却施設運転管理等業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成27年2月23日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社神戸製鋼所 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号
- 5 随意契約に係る契約金額
4,384,800,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第10条第1項第1号該当

(総務課)

公告第66号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年3月24日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
大型灰化炉 2台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成27年2月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社東栄科学産業 仙台市太白区富沢四丁目8番29号
- 5 落札金額
50,220,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成27年1月13日

(入札用度課)

公告第67号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年3月24日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
試料調整用局所排気装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

- 福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成27年2月27日
 - 4 落札者の氏名及び住所
株式会社アオバサイエンス 仙台市太白区富沢一丁目5番30号
 - 5 落札金額
16,416,000円
 - 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成27年1月16日

(入札用度課)

公告第68号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年3月24日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
有機溶媒用局所排気装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成27年2月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社アオバサイエンス 仙台市太白区富沢一丁目5番30号
- 5 落札金額
12,960,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成27年1月16日

(入札用度課)

公告第69号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年3月24日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ケミカルハザード用局所排気装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成27年2月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
宝化成機器株式会社 福島県郡山市喜久田町卸一丁目62番地1
- 5 落札金額
34,538,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成27年1月16日

(入札用度課)

公告第70号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年3月24日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ストロンチウム90測定用誘導結合プラズマ質量分析システム 1式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成27年3月2日
- 4 落札者の氏名及び住所
宝化成機器株式会社 福島県郡山市喜久田町卸一丁目62番地1
- 5 落札金額
49,032,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成27年1月16日

(入札用度課)